

平成 30 年 8 月 31 日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
「協会マーク」制作委託業務企画提案コンペ実施要領

この実施要領は、公益財団法人 日本健康・栄養食品協会が実施する「公益財団法人 日本健康・栄養食品協会「協会マーク」制作委託業務」（以下「本業務」）に係る委託候補者を選定する企画提案コンペに関し、必要な事項を定めるものです。

1. 業務内容

(1) 業務名

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会「協会マーク」制作委託業務

(2) 業務の仕様 「仕様書」のとおり

(3) 委託期間 契約締結の日から成果物納品まで

(4) 予算額上限 80 万円（消費税額及び地方消費税 8%含む）

(5) 業務スケジュール

平成 30 年 9 月 28 日 参加申込書・企画提案書提出期限

平成 30 年 10 月上旬 委託事業者選定及び委託契約締結

2. 参加資格に関する事項

本業務に関する企画提案コンペ参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格要件の全てを満たすものとする。

(1) 本業務の実施について、当協会の要求に応じて、すみやかに対応できる体制を整えていること。

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 代表者、役員等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているものでないこと。

3. 応募手続き等に関する事項

本企画提案コンペに参加を希望される方は、(1)により参加申込書および企画提案書を(3)のとおり提出すること。

(1) 参加申込書および企画提案書の提出

(ア) 提出期限

平成30年9月28日(金)17時

(イ) 提出方法

「参加申込書(様式1-1)および企画提案書(様式1-2)」により(エ)の提出先に郵送またはメール添付で提出すること。(提出期限内必着)

(ウ) 提出書類

① 参加申込書(様式1-1)

② 企画提案書(様式1-2)

デザイン案(上限3案まで提出可)

*様式1-1、様式1-2は当協会の公式ホームページ

(<http://www.jhnfa.org/>)からダウンロードのうえ、使用してください。

③ 実施体制図(任意様式)

④ 業務スケジュール表(任意様式)

⑤ 制作業務参考見積書(任意様式)

⑥ 会社概要及び業務実績書(会社案内・パンフレット等代用可)

(エ) 提出先

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 総務部渉外広報室

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2-7-27

TEL: 03-3268-3134

FAX: 03-3268-3136

E-mail: shogaikouho@jhnfa.org

(2) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、下記アドレス宛でメールにて随時、受け付けます。

総務部渉外広報室 E-mail: shogaikouho@jhnfa.org

(3) 応募に関する留意事項

(ア) 応募に要する全ての費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出書類は返却しない。

(ウ) 提出期限後の提案書の差し替え、または再提出は認めない。

(エ) 提出された書類は、提出者に無断で本企画提案審査以外の目的には使用しない。

4. 企画提案書の作成

仕様書に基づき、様式 1-2 を用いて作成する。

5. 委託契約者の選定

(1) 委託契約者の選定方法

企画提案書をもとに、策定委員会による協議のうえで決定する。

(2) 選定基準

策定委員会では、次の項目に基づき書類審査を行い、委託契約者を決定する。

審査項目	評価の視点
企画・構成	<ul style="list-style-type: none">● 業務の趣旨を理解し、当協会のイメージ及びブランドの向上につながる提案となっているか。● 業務の趣旨・コンセプトを理解し、事業者・一般消費者に訴求できる企画提案内容となっているか。
デザイン	<ul style="list-style-type: none">● 企画力・デザイン力は優れているか。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、電話とメールにて通知する。

6. 契約に関する事項

企画提案書に記載された事項は、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、当協会と委託契約者との協議により委託契約段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

7. 企画提案書等の無効

参加申込書及び企画提案書が次の条件に該当する場合には、審査の対象から除外する。

- (1) 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない参加申込書及び企画提案書
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が企画記載されていない提案書
- (3) 虚偽の内容が記載されている提案書
- (4) 企画提案書が、既に発表され他の募集等に応募したものである場合
- (5) 関係者に関する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- (6) この要領に定める手続き以外の方法により、当協会、協会マーク作成 WG 及び審査関係者に直接、間接に問い合わせや連絡を求めた場合

以上